○農林水産省告示第千九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年五月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町穴内字ノサデ一四五〇、一四五一の一、一四五四の二、字西コデヤシキ一五五一、一五五二、一五五三の一から一五五三の三まで、一五五四の一、一五五四の二、三四二〇、字下竹ノ首一五五六、一五六三、字上竹ノ首一五六四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上竹ノ首一五六四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月十四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県二戸郡一戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び一戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百五十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

事業場の名称	日東化成工業株式会社　岡山工場
事業場の所在地	岡山県備前市香登西80番地
認定に係る物件の範囲	その他の仕切りの材料（ただし、仕切り電線貫通部に限る。）
有効期間	平成30年5月9日から平成35年5月8日まで

○防衛省告示第百号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、使用条件変更及び追加提供が平成三十年五月十一日次のとおり決定された。

平成三十年五月十四日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇九〇	吾妻倉庫地区	横須賀市	国有	土地：約二、〇〇〇平方メートル 平成三十年三月十五日
三一八一	硫黄島通信所	東京都小笠原村	民有 国有 国有	土地：約六三〇平方メートル 建物：約七〇平方メートル 工作物：囲障等 平成三十年三月三十日
五一二四	北熊本駐屯地	熊本市	国有	建物：約八〇〇平方メートル 平成三十年四月九日

◎使用条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一一五	新田原飛行場	宮崎県児湯郡新富町	国有	本施設の使用条件に次のとおり追加する。 一　空母着艦資格取得訓練の実施に伴う代替着陸先としての使用及び同訓練における空母艦載機の整備をするため。 二　使用期間：年約二回、一回約二週間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇六	八戸貯油施設	青森県上北郡おいらせ町	国有	工作物：雑工作物 送油管として追加提供する。
三〇七九	キャンプ座間	相模原市、座間市	国有	建物：約六、二〇〇平方メートル 工作物：門等 独身士官宿舎等として追加提供する。
五一一五	新田原飛行場	宮崎県児湯郡新富町	国有	建物：約一、六〇〇平方メートル 整備格納庫として追加提供する。 使用期間： 一　訓練一回につき約一日から十五日、年間合計五十六日及び必要に応じ、各訓練の展開と撤収のための追加期間 二　年約二回、一回約二週間 航空自衛隊新田原基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡東村 国有 国有		建物：約一九〇平方メートル 工作物：門等 ポンプ室等として追加提供する。 工作物：下水等 汚水排水施設等として追加提供する。
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市 国有		

○東北地方整備局告示第百四十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年五月十四日

東北地方整備局長　津田　修一

第1　起業者の名称　宮城県

第2　事業の種類　県道女川牡鹿線改築工事（飯子浜工区・宮城県牡鹿郡女川町大石原浜字向地内から同町飯子浜字夏浜地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　宮城県牡鹿郡女川町大石原浜字向、野々浜字野々浜及び字大道並びに飯子浜字前網、字飯子及び字夏浜地内